

# 入 札 説 明 書

- 入札説明書本文
- 添付図書
  - ・ 仕様書
  - ・ 契約書（案）
  - ・ 入札書（様式1）
  - ・ 見積書（様式2）
  - ・ 委任状（様式3）
  - ・ 質問書（様式4）
  - ・ 入札（契約）保証金免除申請書（様式5）
  - ・ 入札参加資格確認結果通知書（様式6）
  - ・ 入札仕様確認書作成要領
  - ・ 入札仕様確認書作成様式

愛媛県

## 入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号以下「会計規則」という。）、及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

農業土木積算システム用プリンタの賃貸借

#### (2) 借入物品名及び数量

農業土木積算システム用プリンタ 10 台

#### (3) 借入物品の内容等

本説明書及び仕様書による

#### (4) 借入期間

令和 7 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日まで

#### (5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

#### (6) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5・6・7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 154 条）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法の規定による厚生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 一般競争入札に参加しようとする者又はその者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 項に規定する暴力団員等を含む）でないこと。愛媛県内に事務所（契約可能な本店・支店等）を有する者であること。
- (5) 愛媛県内に事務所（契約可能な本店・支店等）を有する者であること。
- (6) 該当物品の仕様を満たす製品の供給が可能であり、該当物品の搬入、初期設定、保守及び点検の体制が整備されていること。

### 3 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）、会計規則、運用基準及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、見積仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

説明の照会先

愛媛県農林水産部農業振興局農地整備課技術管理係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912-2540

- (2) 入札参加者又はその代理人は、様式1による入札書を直接提出しなければならない。なお、郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、テレックス、テレコピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
- ア 件名等
- イ 入札金額
- ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。押印に際して、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。以下同じ。）
- エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭でかつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、運用管理に係る一切の諸経費を含めて入札金額を見積もったうえで、1カ月当たりの賃借料を入札金額として記載する。なお、消費税及び地方消費税相当額については、支払いの際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積るもの

とする。

(14) 入札の日時及び場所

日時：令和6年12月13日（金）11時00分

場所：愛媛県庁第一別館7階会議室

4 開札

- (1) 即時開札
- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。なお、入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に係りのある職員（以下「入札関係職員」という。）を除き、上記以外の者は入室できない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状（様式3）を提出しなければならない。
- (5) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
  - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (7) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、3回を限度として再度の入札をする。再度の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として様式2による見積に移行するものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書。
- (2) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書。
- (3) 件名又は入札金額のない入札書。
- (4) 入札金額を訂正した入札書又は入札金額の記載が不明確な入札書。
- (5) 入札金額以外を訂正したもので、その訂正について押印のないもの。
- (6) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。（入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。
- (8) 件名等に重大な誤りがある入札書。
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出し

た入札書。

- (10) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書。
- (11) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書。
- (12) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書。
- (13) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書。

## 6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としめない場合がある。また入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。

ア 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当と認められるとき。

なお、最低の価格で入札をした者を落札者としめない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とすることがある。

- (5) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に入札会場にて告知するものとする。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (8) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があつたときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約者が契約申込書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 7 契約条項

契約書（案）及び添付書類のとおり

## 8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札参加者又はその代理人は、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」（様式5）を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、所定の手続きに従い、所定の期日までに、契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」（様式5）を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。

(3) 「入札（契約）保証金免除申請書」の提出については、日時・場所については、10（3）による。

(4) 入札保証金及び契約保証金に係る取扱については、会計規則の規定による。

9 入札説明書にかかる照会

(1) 本入札説明書について質問がある場合は、質問書（様式4）を持参又は郵送等により提出すること。

ア 提出期間

令和6年11月26日（火）から12月2日（月）までの執務時間中

イ 提出場所

3（1）に掲げる場所

ウ 質問への回答

県のホームページに掲載する。

10 入札参加に関する確認事項

(1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた借入物品等にかかる技術仕様、適合性の説明並びに必要な解説資料について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

(3) 入札参加者又はその代理人は、第1項、第2項についての説明をするため、あらかじめ入札仕様確認書を提出し「入札参加資格確認結果通知書」（様式6）を受領すること。

ア 作成要領

別添入札仕様確認書作成要領のとおり

イ 提出期限

令和6年12月9日（月）17：15

エ 提出場所

3（1）に掲げる場所

オ 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

11 その他の事項

入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、全て当該者が負担するものとする。